

不当な要求に対しては、以下のような注意事項を参考に適切に対応することが大切です。

## 注意事項

### 1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することです。

応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題への取組等の名目で行われても結論は同じです。

### 2 怖いものという意識を捨てること

同和問題の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってはや同和問題を論じる資格はないというべきであり、その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものです。

### 3 初期の対応

最初から一貫して、き然とした態度で対応します。

最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはいけません。

### 4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれます。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となります。

例えば、えせ同和行為者は、刑事事件になることを恐れて、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと執ように攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはいけません。

### 5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件になることを恐れているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずないと言えます。仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察へ要請、通報し法的手続きをとります。

### 6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝えることも一つの方法です。その後直ちに法務局に相談して態勢を整えます。

## 7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正かつ妥当な解決を図るための正当な手続によるべきです。

相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要します。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしてはいけません。

事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきです。

## 8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきです。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長等が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして、本店に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり、本店に指示を求めるなどして、組織全体として対応すべきです。

## 9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとするものが多くみられます。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされないようにしなければいけません。

## 10 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察、弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、法務局に相談してください。

## 11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいます。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施しています。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処します。

(1) 警察本部（暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センタ

- 一に速やかに連絡をとり、対応等について助言を受けます。
- (2) 緊急を要する場合は、ちゅうちょせず 110 番通報します。

## 12 弁護士への相談

- (1) 日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいます。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けています。
- (2) えせ同和行為は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼します。

## 13 民事上の手続き

民事上の手続として、以下のものが挙げられます。これらの手続について、弁護士と相談することも有益です。

### (1) 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達します。

内容証明郵便には、次のような事項を記載することが考えられる。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所宛てにされたいこと。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

### (2) 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止，架電禁止，立入禁止，業務妨害禁止等）の申立てを裁判所に対して行う。

※ 仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果が期待できる。

### (3) 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけ入り損害賠償を求めてくる場合には、相手に対して訴訟を提起するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

この注意事項は、法務省人権擁護局作成の「えせ同和行為対応の手引」(平成 31 年 4 月)を参考にしました。